

第 11 回東京都高等学校セーリング選手権大会

帆走指示書 Sailing Instructions 初版

[DP]SI の規則に対し違反した際のペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。

1. 適用規則

- 1.1. 本競技会は、2017-2020 セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2. [SP]は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会またはテクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは RRS63.1、A5 及び A11 を変更している。
- 1.3. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. 競技者への通告

- 2.1. 陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1. 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1. 陸上で発する信号は、艇庫前に設置された掲揚ポールに掲揚する。
音響1声とともに掲揚されるD旗は『予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する』ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで離岸してはならない。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合は、そのレースのスタートが時間に定めなく延期されている。
- 4.2. D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

5. レース日程

5.1. レース日程

日付	種 目	第 1 レース 予告信号 予定時刻
8月22日(土)	420 級	9:55
	レーザーラジアル級	10:02
8月23日(日)	420 級	9:35
	レーザーラジアル級	9:42

※引き続きのレースのスタート順番は上記の順番とは異なることがある。

- 5.2. 次のレースが始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 5.3. 当該種目の1日の最大レース数は4レースとする。シリーズを通した最大レース数は7レースとする。
- 5.4. 14:30 以降のスタート予告信号は発しない。

6. クラス旗

種 目	ク ラ ス 旗
420 級	420 級旗
レーザーラジアル級	レーザーラジアル旗(緑地)

7. レースエリア

「添付図 A」にレース・エリアのおおよその位置を示す。

尚、このレース・エリアはレース委員会の裁量により変更される場合がある。

8. コース

8.1. 「添付図 B」の見取り図、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2. 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

9.1. マークの色と形状

種 目	1,	2, 3s,3p	新しいマーク	スタートアウター	フィニッシュアウター
420 級 レーザーラジアル級	黄色の円筒形 (アビーム)	黄色の円筒形 (アビーム)	黄色の三角推	黄色の円筒形 (サンファン)	黄色の円筒形の トレーニングブイ

10. スタート

10.1. スタート・ラインは、スターボードの端にあるオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にある黄色の円筒形ブイのコース側の間とする。

10.2. スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは規則A4を変更している。

10.3. 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインから離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

11. コースの次のレグの変更

11.1. 風上(1マーク)の変更は新しいマークを設置する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、そのマークは元のマークで置き換える。

11.2. ボトム(2s/2p)マーク及びフィニッシュ・ラインに向かうレグを変更する場合は、元のマークを新しい位置に移動する。

12. フィニッシュ

12.1. フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端にある黄色の円筒形のトレーニングブイのコース側の間とする。

13. ペナルティー方式

13.1. 規則 42 の違反に対し付則 P を適用する。

13.2. 規則 P2.3 は適用せず、規則 P2.2 を「2 回目以降のペナルティーに適用される」と変更する。

14. タイムリミットと目標時間

14.1. タイム・リミットフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次の通りとする。

種 目	タイムリミット	マーク1のタイムリミット	フィニッシュウィンドウ	ターゲットタイム
420 級	60 分	20 分	10 分	40 分
レーザーラジアル級	60 分	20 分	10 分	45 分

14.2. マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

14.3. RRS30.3 及び RRS30.4 に抵触しない最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしにDNFと記載される。これはRRS35、A4、及びA5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1. 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュ後、フィニッシュラインに位置するレース委員会艇に近づき、抗議する意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。
- 15.2. 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会に提出されなければならない。
- 15.3. 抗議締切時刻はその日の最終レース終了時、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 15.4. 審問の当事者または証人として名前があげられている対象者は、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に掲示する。審問はプロテスト・ルームにて掲示した時刻より始められる。
- 15.5. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61. 1(b)に基づき伝えるために掲示する。

16. 得点

- 16.1. 本競技会が成立するためには1レースを完了することを必要とする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。
- 16.2. シリーズの得点は、次の通りとする。
 - ・完了したレース数が3レース以下の場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
 - ・完了したレースが4レースの場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3. 参加艇数とは、当該クラスに参加が認められた艇の数とする。

17. 申告[NP][SP]

- 17.1. 出艇および帰着申告は離岸・着岸の際にレース委員会が目視により確認・管理する。
- 17.2. リタイアしようとする艇、及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース・エリアから離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、リタイア報告書を提出しなければならない。

18. 安全規定

- 18.1. レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則62. 1(a)を変更している。
- 18.2. 参加する選手は、離岸から着岸まで有効な浮力体を持ったライフジャケットを着用しなければならない。
- 18.3. 艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。[DP]

19. 装備の交換

- 19.1. 損傷又は紛失した装備の修理又は交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。艇または装備は、クラス規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

- 20.1. 運営艇の標識は、下記のとおりとする。

運営艇名	表示	旗色
レース委員会艇	RC	白色
プロテスト委員会艇	JURY (白色)	赤色
救助艇	RESCUE (赤色)	白色

21. 支援艇[NP][DP]

- 21.1. サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、レース委員会からその使用許可を受けなければならない。
- 21.2. 使用許可を受けたサポートボートには、無線機もしくは携帯電話機を搭載し、参加受付時に貸与されたピンク色旗を掲揚しなければならない。

- 21.3. サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするまでの間、レース・エリアに入ってはならない。
- 21.4. 運営艇が数字旗8を掲揚した場合、サポートボートは危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない

22. ごみの処分

- 22.1. 艇および支援艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。支援艇、運営艇に預けてよい。

23. 無線通信

- 23.1. 緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

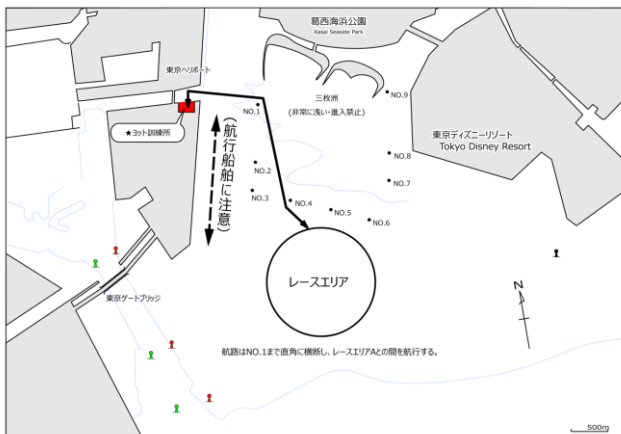
24. 責任の否認

- 24.1. 本競技会の競技者は自分自身の責任(規則4「レースすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

25. 規則違反によって生じた損害の補償

- 25.1. 主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。

添付図 A. 「レース・エリア」



添付図 B「コース図」

